

いじめ対応の基本

～いじめの基本認識と3つの対応ポイント～

○ 「いじめ」とは何か

いじめの定義

「1 いじめの定義」(P.3)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第二条)

(※いじめの具体的な態様等は本文P.35～37)

いじめ防止の基本理念

「1 いじめ防止の基本理念」(P.2)

- 1 いじめ問題は、学校における最重要課題の一つである。
- 2 いじめは、卑怯な行為であり絶対に許されないものである。
- 3 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- 4 教師は、いじめのない、子どもたちが安心して通える学校作り・学級作りを怠らなければならない。
- 5 もし、いじめが起きてしまった場合、いじめをつけた子どもと心と体、そして命を守るために、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服していかなければならない。

○ いじめ対応の3つのポイント

ポイント① 未然防止

「1 いじめの未然防止」(P.12～13)

いじめ対策で一番大切なのはいじめを生まない土壌づくり

明るく楽しい学校・学級づくり

- 未然防止の基本は、すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができる学校・学級づくりを進めていくことから始まる。いじめ防止のための特別な訓練や指導が必要というわけではなく、いじめを許さない雰囲気作りが大切である。

子どもの心を揺さぶる道徳教育

- 子どもたちの心が揺さぶられる教材や資料に出会うことで、自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につながる。
- 子どものも徳的判断力の低さを感じた場面での「場の指導」も大切である。

感動・共感のある豊かな学び、豊かな体験活動

- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりにより、「楽しい授業」「わかる授業」を実現する。
- 様々な体験活動により子どもたちは達成感や感動を味わい、他者、社会、自然と直接かかわり、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づき、体得していくことができる。

ポイント② 早期発見

「2 いじめの早期発見」(P.14)

子どもの変化を敏感に察知し、可能な限り早期に発見

何よりもまず日々の観察

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することも有効である。(本文P.40参照)

生活ノート・連絡帳は子どもと家庭の窓

- 生活ノートや連絡帳は、担任と子ども・保護者が信頼関係を構築するうえで重要なものである。特に、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。

教育相談は、人間関係づくりから

- 日常生活の中での声かけ(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。その上で、定期的な教育相談週間等を実施することが大切である。

実施方法を十分検討した上での実態アンケート

- アンケートの実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校や学級の実情を十分配慮する。

ポイント③ 早期対応

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」(P.15～20)

いじめ情報のキャッチ

ただちに担任や生徒指導主事等に連絡し、管理職に報告

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもから聞き取り記録する。食い違い等を確認しながら進める。
- ただ注意や説教、謝ることだけで終わらせない。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像をつかむ。

指導体制、方針の決定

- 情報を整理する。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 市教委へ報告(第一報)し、関係機関との連携を図る。

子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じるなど、学校だけでは解決が困難と判断されたら…

子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもって話し合う。

中・長期の対応へ

- いじめに関わった子どもたちへ継続的に指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等を活用し心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが生かされる学級経営を行う。

「重大事態」発生を市教委へ報告

「5 重大事態への対処」(P.7～10)

市教委の判断により、指示・助言を受け対応する